

教育目標

変化していく社会に対応できる、心豊かな主体性のある生徒の育成を図る。

校訓

自主 自律 実践

校歌

服部 忠志 作詞
水野 康孝 作曲

♩ = 80

1. な が れ や ま く め み 一 ず み ず は き よ く た か は し の
お か に ふ か の そ あ お せ ら か せ ら は そ ひ ら ぎ た も の は し の
3. あ お ぐ か の の そ あ お ぞ ら そ ら は ひ ら ぎ た も の は し の

か さ わ い よ こ こ ろ の ふ る さ と よ す こ や か 一
と も よ は げ む み が の こ う と め く お ま し 一

に く わ れ ら こ こ に ま な な ふ ふ な お 中 学 校
く わ れ ら こ こ に ま な な ふ ふ な お 中 学 校

あ あ こ こ に ま な な 一 ぶ 一
あ あ こ こ に ま な な 一 ぶ 一

一、流れやまぬ水
みずはきよく
高梁の川よ
こころのふるさとすこやかに
われらここに学ぶ船穂中学校
ああここに学ぶ

二、岡に吹くそよかぜ
かぜはそよぎ
ももの花咲いて
ぶどうもみのるよ夢多く
われらここに学ぶ船穂中学校
ああここに学ぶ

三、仰ぐかのあおぞら
そらはひらけ
たゆみなく友よ
はげみみがこうよたくましく
われらここに学ぶ船穂中学校
ああここに学ぶ

【時程表】

朝の会	8:25～ 8:35
朝学習	8:35～ 8:45
1校時	8:55～ 9:45
2校時	9:55～10:45
3校時	10:55～11:45
4校時	11:55～12:45
給食	12:45～13:20
昼休み	13:20～13:35
5校時	13:40～14:30
6校時	14:40～15:30
清掃	15:35～15:45
帰りの会	15:55～16:05

1 学習について

学習に向かう心構え

- 中学校の教科学習では、これまでの学校や家庭学習などで得た、様々な知識や技能、思考力・判断力・表現力を基盤に9教科（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保体・技術／家庭・英語）の視点からの学びを重ねて「自ら考える力」「人と対話する力」「物事を深く分析する力」「課題を見つけ解決しようとする力」などを育成します。そのため、グループ活動などを通じて、習得した「知識・技能を活用する」発展的な学習の場面が授業中に多く見られます。
- 中学校の3年間は、大変多くのことを学びます。入学後は、まずお子様と一緒に教科書の内容をご覧ください。授業の進め方や評価の観点、ノートの取り方や家庭学習の仕方については、教科担任が丁寧に指導します。
- 自分なりの勉強方法を見つけ、工夫していくことが重要です。また、理解できなと感じたら、遠慮なく先生に「わかりません」と言えるようになることも必要です。
- 中学校での学習を効果的なものにするためには、次の点に留意して学習の習慣化を図りましょう。
 - ① 入学までに、小学校で学習した内容を復習しておくこと。
 - ② 家庭での学習時間を確保すること。（目安は、中1～2年で90分～120分）
 - ③ 宿題と予習は毎日すること。→授業の進度は、徐々に速くなり、学習した内容も難しくなるため、その日学習したことはその日のうちに定着させる習慣を身に付ける。
 - ④ 自主学習ノート等、自主的な学習に取り組むこと。→復習のための自主学習ノート、授業の内容を深めるためにレポート等は積極的に取り組む。

***学習に対しての、自主的で粘り強い取り組みを高く評価していきますので、今のうちから意識して習慣化を図ることを期待しています。**

2 生活について

1 中学校生活の心得

- (1) 通学には制服を着用する。
- (2) 服装等の規定は別項を参照のこと。
- (3) 生徒証明書は常に携行する。
- (4) 不必要な物品、金銭は学校に持って来ない。詳細は別資料を参照すること。
- (5) 上記規定の外、学校で定められたもの以外は着用しない。

2 校内生活

- (1) 8時25分までに着席する。
- (2) 欠席、遅刻をする場合には保護者が届け出る。
- (3) 登校後は学校の外へ出ない。特別の用事のため学校の外へ出るときは必ず許可を得る。
- (4) 特別教室は授業、清掃、用事以外には出入りしない。また、準備室には、先生が不在のときには入らない。
- (5) 校長室、職員室の出入りは礼儀正しくし、先生が不在のときは入らない。
- (6) 下校の最終時刻は午後4時45分とする。それ以後に居残る場合及び休業中に校舎・校地に入るときは関係の先生の許可を受ける。
- (7) 下校のときは寄り道をせずに帰宅する。

3 通学方法

★「徒歩通学」と「自転車通学」があります。

★「自転車通学」が許可されている地区及び生徒

柳井原、堅盤谷、福島、鶏尾、平石、田之内、中新田、又串、水筒、長崎

上記以外の地域で、中学校の正門から直線距離で半径1km以上離れていること。

★11月から2月までの間は、最終下校時などには、必ず夜行たすきを着用すること。
夜行たすきは、1年生の10月頃に交通安全協会より贈呈されます。

★交通について

(1) 交通規定及び交通道徳を守り、他の通行の妨げとならないようにし、安全に通行する。

(2) 自転車の安全点検を行い、自転車は校内の所定の位置に置く。また病気やけが等で臨時に自転車で通学する場合は事前に届け出る。

(3) 通学用自転車は下記の条件を満たすものとする

●荷台あり

●前かごあり

●両足スタンド

●ハンドル…特殊なものや変形したものは禁止

●TSマークやBAAマーク、防犯登録がある自転車を推奨

●車体の色は、通学としてあまりに華美でないもの

※部活動や行事等で使用する自転車も上記規定のものになります。

※自転車通学許可シール（鑑札）は、150円です。許可後、お渡しします。

(4) 自転車に乗る時の約束

●ヘルメットを着用すること。

●鍵をかけること

●カバンは荷ひもで荷台にくくるか、背負うこと

●交差点では一旦停止すること。

●自転車、歩行者ともに並進をしないこと。（自転車は左側、歩行者は右側通行）



4 校外生活

(1) 本校生徒として自覚ある行動をするように心がける。

(2) 外出時は家の人に行き先、用件を告げ用事がすんだら早く帰宅する。

(3) 飲食店、映画館、ゲームセンター、アイススケート場、ボウリング場、カラオケボックスなどには原則、保護者と一緒に行く。

5 服装等の規定

		Aタイプ	Bタイプ
制 服	冬	<ul style="list-style-type: none"> ○既定のブレザー ○既定のスラックス ・上着の下は白カッターシャツ (ネクタイ着用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○既定のブレザー ○既定のスカート (または既定のスラックス) ・上着の下は白カッターシャツ (リボンまたはネクタイ着用)
	夏	<ul style="list-style-type: none"> ○白カッターシャツ又は規定のスクール ポロシャツ ○規定のスラックス ・ベルトは、黒・紺・茶 ・カッターの下に下着を着る (色は、白、黒、紺、グレー、ベージュ) ・襟元から下着が見えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○白カッターシャツ又は規定のスクール ポロシャツ ○規定のスカート (または既定のスラックス) ・スラックスのベルトは、黒・紺・茶 ・カッターの下に下着を着る (色は、白、黒、紺、グレー、ベージュ) ・襟元から下着が見えないこと
		リボン・ネクタイ	○学校指定のもの
		*式典では必ず着用する	
そ の 他	上靴	○学校指定のもの	
	靴	○白無地の運動靴	
	靴下	<ul style="list-style-type: none"> ○白・黒・紺とする。 ・ワンポイント可、底は色つきでもよい。 ・膝より下、くるぶしが十分にかくれるもの 	



Aタイプ

Bタイプ

※更衣は、各自の判断で行うものとする。

移行期間中は、白のカッターシャツでの登下校も可。

※冬服移行後も暑いときは、校内で冬服を脱ぎカッターシャツで活動可、ただし名札を付け替えること。

※頭髪、スカート丈、防寒具については、別資料を参照すること。

名札

- ・ 左胸につける
- ・ 名札は原則学校に置いて帰る

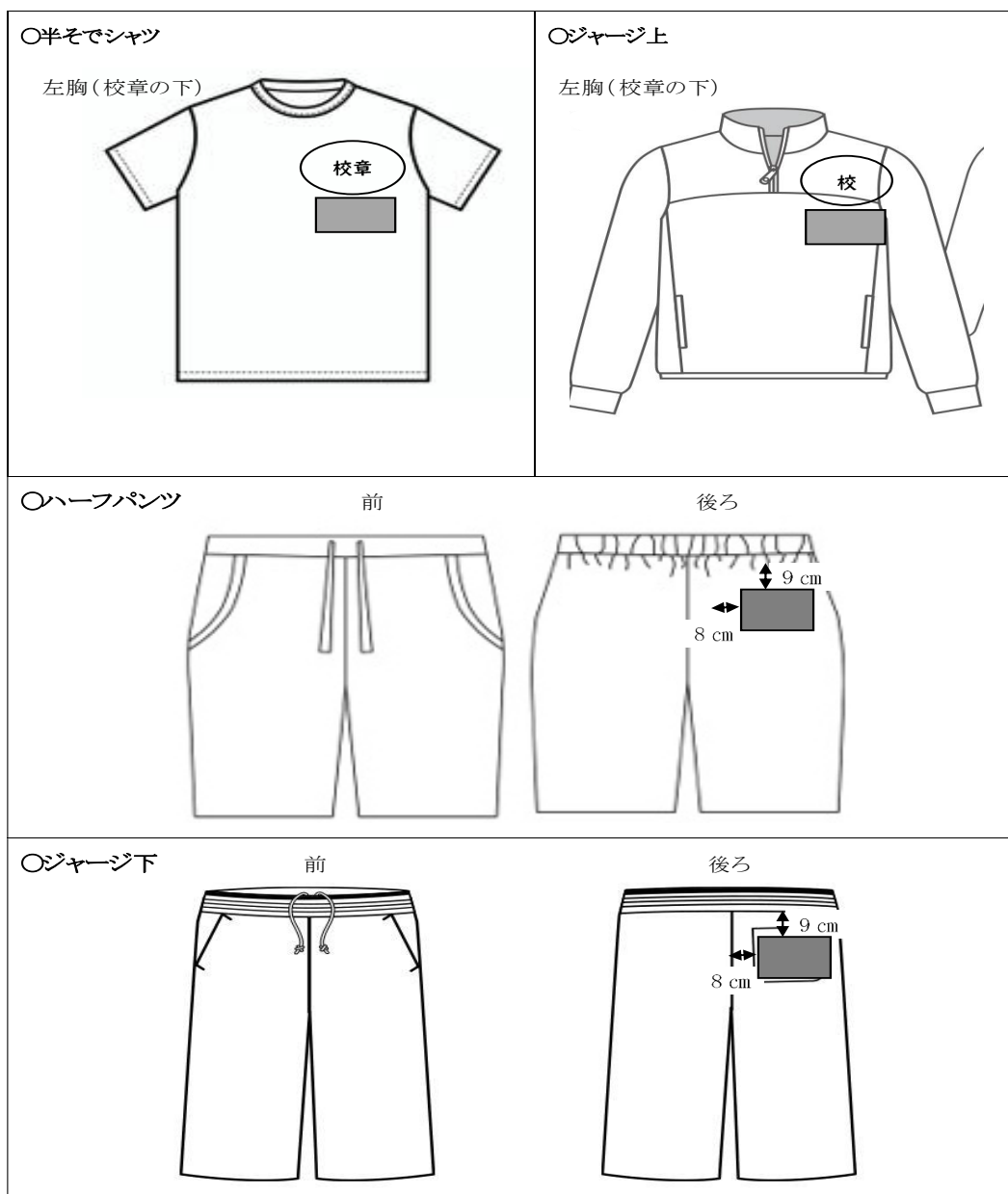


靴の名前の書き方

- ・ 運動靴・上履きとも、かかとに記入する。
- ・ 同姓の人がいるときは、名前の一文字を小書きする。



体操服の名前の付け方 (下図参照)



頭 髪 等 の 規 定 (1)

共 通

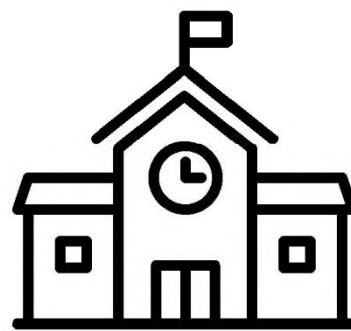


- 整髪料（ワックス）をつけないこと
- 髪を染めないこと
- 髪が目にかからないこと（短い髪型の場合は耳、襟にかからないこと）
- 襟を超える長さの場合は、くくること
- ゴム紐とヘアピンは必要最低限の数にすること（色は黒、紺、茶とする）
- 頭髪の規定（2・3）のイラストを参考にすること
- 変則的で特殊な髪型をしないこと

スカート丈



- 学校指定のもので、身体に合っているもの
- 膝にかかるもの
（膝立ちをして、スカートが膝頭の中央付近を基準とする）



これからの校則

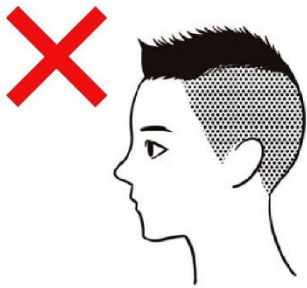


- 船穂中学校の校則を全校生徒で大切にすること
（先輩たちや地域、保護者、先生たちで創り上げた校則を自分たちで守りましょう）
- 現行の校則に意見がある場合は、
生徒総会で要望すること
- 校則変更をする場合は、各調査を行うこと
（生徒、保護者、高校、地域、教員）



頭 髪 の 規 定 (2)

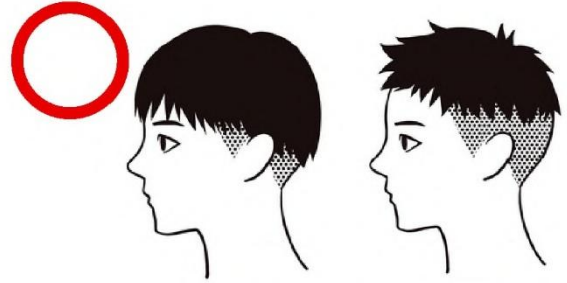
短い髪型の場合



短い部分が広く見える

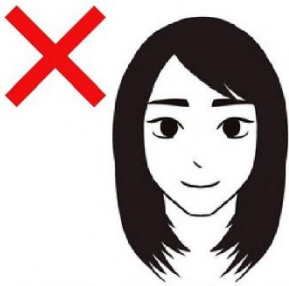


前髪が目にかかる

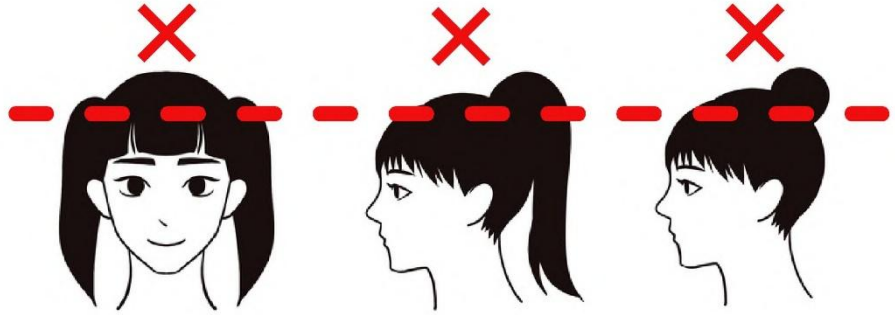


ツーブロック

長い髪型の場合



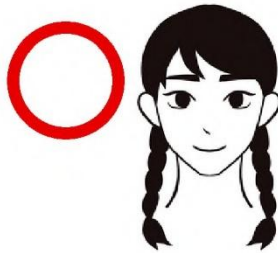
ロングヘアを下ろす



頭頂部の近い位置でくくる



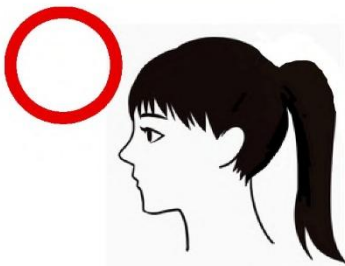
編み込み



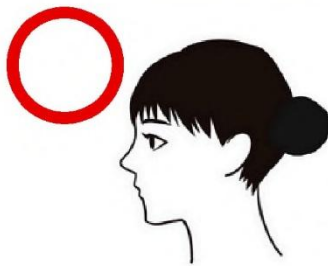
低い位置での
2つ結び (三つ編み)



-halfアップ



ポニーテール



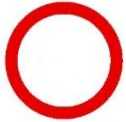
お団子



低い位置での1つ結び

頭 髪 の 規 定 (3)

ハーフアップについて



良 い 例



髪が襟を超えている

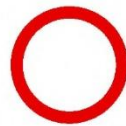
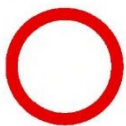
- ・ 共通の規定より、髪が襟を超える場合はくくる



ちょんまげ

- ・ ハーフアップではない
- ・ 耳上の髪をまとめていない

ヘアピンについて



アメリカピン、ぱっちんどめ
通称アメピン、スリーピン使用可能
(前髪が目にかかる場合はピンでとめる)

所持品について（不必要な物品）

以下の物品は、持ち込めません。



携帯電話（登下校・部活動を含む学校生活）

対外試合や大会などで、止むをえずに持ってきた場合は、活動前に教員へ預ける。



漫画・雑誌（図書室以外のもの）

朝読書の本は、小説など文章によって表現されている本を基本とする。



金銭（校内で支払う以外のもの）

校内で支払う場合は朝の会までに教員へ提出すること。



不必要な物品の所持が発覚した場合

所持品を没収し、保護者へ連絡したのち、保護者に返却する。

防寒具等の規定

START



防寒具等の規定が 2026 年 3 月 5 日 から変わります。
船穂中学校の生徒としてルールを守りましょう。



カーディガンなど

黒・紺・グレーなど濃くブレザーの色に近いもの。

カーディガンのみの着用は不可



タイツなど

白・黒・紺・薄橙とする。

ワンポイントは不可無地であること

*運動のときにハーフパンツの下にはくのは不可(長ズボンをはくこと)

*式典のときは、黒・紺色は不可



マフラー、
ネックウォーマー

登下校時のみ着用可
危なくない長さのもの

白・黒・茶など落ち着いた色でマスコットなどのついていないもの



手袋

登下校時のみ着用可



学校指定、部活動指定のウィンドブレーカー

登下校・部活動・屋外活動時に着用可



ひざかけ、座布団

授業中のみ使用可

*移動するときの廊下での使用は不可



靴箱の場所で、防寒具を取らなければならないもの

・マフラー、ネックウォーマー ・手袋

【重要】デザイン・柄についての細かい約束

【OK】



- 無地 (単色) のもの
- 小さなワンポイントやロゴ
- 胸元のVネック部分に入っているラインはOK

【NG】



- 袖 (そで) や裾 (すそ) にラインや模様が入っているもの
- ボーダー (しま模様) やチェックなどの全体柄
- 目立つワンポイントやロゴ

迷ったときは「誰が見てもシンプルな無地」を選びましょう。

熱中症対策に関する持ち物について

以下の物品は、持ち込めません。



**うちわやハンディ扇風機など
(登下校・平日の部活動を含む学校生活)**

土日祝の対外試合や大会などは、
備南東地区の各部活動の決まりに準ずる。



**香料付き制汗剤 ※無香料に限る
(シート、スプレー、塗るタイプ)**

汗拭きシートなどの使用後に出るゴミは、
教室のゴミ箱へ捨てる(更衣室は不可)



**カバーの無いペットボトル
(必ずカバーをつけること)**

熱中症対策によるスポーツドリンクの
持ち込みは許可する。

※ネッククーラーが必要な場合は、
保護者が教員に申し出ること。
使用は登下校のみとする。
電動式は許可しない。



不必要な物品の所持が発覚した場合

所持品を没収し、保護者へ連絡したのち、
保護者に返却する。

6 部活動について

部活動は、自分の余暇を利用して、自らの意思によりいろいろなスポーツや文化活動をしなが、集団生活の中で、自分の心と体を鍛えようとする活動です。

ここには、学年の枠はなく、生徒が自主的に計画・運営する場面も多く、先生や指導員の温かい指導・助言を受けて、力いっぱい活動する内容があります。

(1) 入部について

- 入部は任意とします。また、原則兼部は認めません。
- 入部後は、その部の一員としての自覚を持ち、きまりやマナーを守って活動すること。

(2) 部活動の種類

野球（男女）	サッカー（男女）
ソフトテニス（女子）	バレーボール（女子）
バスケットボール（女子）	卓球（男女）
吹奏楽（男女）	美術（男女）

(3) 活動時間について（令和8年度）

- 朝練習 7時40分～8時5分まで（週に2回まで朝練習をすることができ）
*鍵の貸し出しは、7時30分以降
- 午後の練習時刻（下記時間を基本としますが、日没時間等を考慮して変更することがあります。）
 - ・ 4月～9月 帰りの会後～17時45分（最終下校18時00分）
 - ・ 10月～備南東地区新人戦
// ～17時15分（最終下校17時30分）
 - ・ 備南東地区新人戦～12月
// ～16時45分（最終下校17時00分）
 - ・ 1月 // ～17時00分（最終下校17時15分）
 - ・ 2月 // ～17時15分（最終下校17時30分）
 - ・ 3月 // ～17時45分（最終下校18時00分）
- 週当たり2日の休養日（原則として、土日のうちの1日と平日1日）を設けます。水曜日の部活動は原則ありません。（会議等で変更になる場合があります）
*ただし、中学校体育連盟（中体連）の試合前は、顧問教師や外部指導員による直接指導のもと、活動する場合があります。
- 原則、定期考査1週間前の朝練習から部活動を休止します。
- 朝練習があっても、朝の登校時は制服着用です。放課後の部活動後は、練習着のまま下校します。
- 休日の部活動は、制服・体操服等、部活動で許可された服装で登校可能です。
- 部員の少ない部は、他校との合同チームもしくは廃部になることがあります。

(4) その他

- 部活動の運営費については、生徒会費や教育振興費より、大会参加費や用具購入費の補助が行われる場合があります。一方、補助の対象とならない費用や、個人が専有するものに関しては、個人負担となりますのでご了承ください。
- 練習への欠席が多い場合は、顧問教師が指導しますが、改善しない場合、退部になることがあります。

部活動の地域展開にかかるお知らせ！！

「部活動の地域展開」って何？

「部活動の地域展開」とは、生徒のスポーツや文化芸術活動の機会を確保するために国が進めているもので、活動の主体を学校単位の「部活動」から、地域単位の「地域クラブ活動」に展開していくものです。

国は「休日については、令和13年度までに原則全ての部活動において地域展開の実現を目指す。」としています。

詳しくは、次の二次元バーコードからご覧ください。

<国が示した方向性>

前期	改革実行期間	後期
令和8～10年度	中間評価	令和11年～13年度
休日：改革実行期間内に原則全ての部活動の地域展開を目指す		
平日：地域の実情に応じて地域展開を目指す		



スポーツ庁
ホームページ



「部活動」と「地域クラブ活動」の違いって何？

「部活動」と「地域クラブ活動」の違いは、次のとおりです。

【部活動】

- 学校が主体となっていく部活動
- 場 所：主に学校施設
- 費 用：用具、交通費等の実費
- 指導者：教員
- 対象者：該当校の生徒

【地域クラブ活動】

- 地域^(※1)が主体となっていく活動
- 場 所：学校施設・公共のスポーツ・文化施設・民間事業者の施設等
- 費 用：会費+用具、交通費等の実費
- 指導者：地域の指導者等^(※2)
- 対象者：地域の子どもたち

(※1) 例：民間スポーツクラブ・NPO法人・任意団体等
(※2) 希望する教員を含む



地域展開することのメリットは何？

大きなメリットは次の3つです。

1 少子化への対応

生徒数の減少により学校単独では部活動を維持できず、今後、廃部が増えることが予想されます。広く地域として取り組むことで、持続可能な活動となります。

2 指導の充実

現行の部活動では専門的な指導が難しい場合もあります。地域の指導者やクラブが担うことで、専門的な指導が受けられるようになります。

3 生徒の選択肢の拡大

学校ごとに部活動の種目が限られていました。地域のクラブを活用することで、より多様な活動から選択して参加できるようになります。



部活動は無くなるの？
倉敷市立中学校の部活動はどうなるの？

これから3年間の間に、倉敷市立中学校の「部活動」そのものが無くなるわけではありません。

ただし、「部活動の地域展開」を進めるにあたり、将来にわたって生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の形が変わる可能性はあります（例：地域の複数中学での合同部活動・地域クラブ化等）。

倉敷市教育委員会におきましては、現在、将来を見据えて様々な方法を慎重に検討しております。



保護者様

岡山県中学校体育連盟
会長 井上 英次

令和8年度岡山県（各地区）中学校体育連盟主催大会への
大会参加について（お知らせ）

平素より、本連盟のため格別のご理解とご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、地域クラブ活動の大会参加について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 大会参加について

地域クラブ活動の参加資格は、「岡山県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」のとおりとし、条件を満たす団体について大会参加を認める。

2 確認事項

- (1) 大会には学校か地域クラブ活動のどちらか1つで大会に参加することができます。
- (2) お子様がどちらで参加するのかを顧問（学校）の先生に伝えてください。
※締め切りがありますが、余裕をもって決めるようにしてください。
※締め切り以降は変更ができないので注意してください。
- (3) 大会に参加を希望する地域クラブ活動は、岡山県中学校体育連盟に登録の申請をしていないと参加できません。所属している団体責任者の方に、必ず登録の確認をしてから選択をしてください。
※お子様が地域クラブ活動で大会に参加を希望しても、所属の団体が登録申請をしていなければ参加できません。
- (4) 大会参加の条件は競技ごとに異なります。各競技の参加条件は「令和8年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則等」（令和7年12月 日本中学校体育連盟）及び「令和8年度中国中学校選手権大会地域クラブ活動の参加特例におけるテニス専門部細則」（令和7年12月17日 中国中学校体育連盟テニス専門委員会）でご確認ください。

3 その他

- (1) 関係資料は、岡山県中学校体育連盟ホームページに掲載しています。

【本件についての問い合わせ先】

「岡山県中学校体育連盟 事務局」
〒703-8206 岡山市中区賞田 190-1
TEL：086-206-6953
E-mail：info@okavama-chutairen.com

令和8年度 岡山県(各地区)中学校体育連盟主催大会の参加について

岡山県中学校体育連盟

県内生徒・新入生の皆さん

令和5年度より全国中学校体育大会と中国中学校選手権大会に地域クラブ活動が参加できるようになりました。これに準じて、岡山県中学校体育連盟主催大会(県総体・県秋季(冬季)大会・県駅伝)とその予選会である各地区大会も地域クラブ活動が参加できるようになっています。

①学校の部活動のみに所属している人

□今までと同じように大会に参加することができます。

②学校の部活動と地域クラブ活動の両方に所属している人

□大会には学校か地域クラブ活動のどちらか1つで大会に参加ができます。

※どちらで大会に参加をするかの選択をしてください。

□自分がどちらで参加するのかを顧問(学校)の先生に伝えてください。

※岡山県中学校体育連盟主催大会への大会参加登録を予定している地域クラブ活動の選手登録の申請は令和8年4月24日(金)16:30が締め切りになっています。

余裕をもって決めるようにしてください。

選手登録申請期間(令和8年4月1日(水)~4月24日(金)16:30締め切り)

確認してください

①大会に参加を希望する地域クラブ活動は、岡山県中学校体育連盟に登録の申請をし、認定を受けていないと参加できません。所属している団体責任者の方に、必ず登録の確認をしてから選択をしてください。

※自分が地域クラブ活動で大会に参加したくても、所属の団体が岡山県中学校体育連盟に登録の申請をして、認定を受けていなければ参加できません。

②大会参加の条件は競技により異なりますので、所属している団体責任者の方との確認をお願いします。

③4月に自分がどちらで参加するかを決定したら団体を変更することはできないので注意してください。※令和8年4月24日(金)16:30締め切り以降は変更ができません。

7 気象警報発令時の登下校について

- ① 午前7時の時点で倉敷市に特別警報、または、暴風、大雨、洪水、大雪の各警報のいずれか一つでも発令されている場合は原則 臨時休業 とします。
※ただし、状況によっては、登校という判断をさせていただくことがあります。いずれの場合も校支援アプリ「保護者連絡帳」でお伝えします。
※注意報の場合は、原則「登校」です。
- ② 在校中に警報が発令された場合や、増水などにより通常の下校では危険が予測される場合は、状況をみて早めに下校させる場合があります。その場合は、校支援アプリ「保護者連絡帳」でお伝えします。
- ③ 午前6時の時点で「特別警報」「暴風警報」が出ている場合、給食はありません。その後、午前7時までに解除され登校しても、給食は実施できません。午前中の授業で下校となり、12時00分までには完全下校をします。大雨、洪水、大雪警報については、解除後登校した場合の給食は実施できますので、原則、通常通り授業を行います。
- ④ その他
- 局地的な暴風・豪雨等で登校に危険が予想される場合は、保護者の判断で自宅待機をさせてください。その場合は、学校に連絡をお願いします。
船穂中学校 TEL(086)552-2043
 - 天候の悪化等により、急きよ下校させる場合がありますので、対応できますようにご配慮ください。

8 長期休業中の倉敷市立学校の閉庁について

- ① 閉庁期間
- ・ 夏季休業中：8月10日から16日までの連続7日間
 - ・ 冬季休業中：12月28日から1月3日までの連続7日間
- ② 緊急対応について
- 閉庁期間中（土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）、緊急に学校と連絡を取る必要がある場合は、次の連絡先に御連絡願います。

倉敷市教育委員会(対応時間 8:30~17:15)

学 事 課(児童・生徒の転出入に関する事) 086-426-3825

指 導 課(学力・生徒指導に関する事) 086-426-3831

保健体育課(学校保健・給食に関する事) 086-426-3835

9 その他

★スマートフォン・パソコン・タブレット等について

スマートフォンやパソコン・タブレットは大変便利な道具ですが、使い方を間違えると様々な問題を引き起こしたり、危険に巻き込まれたりする可能性が多くあります。

全国の小中高等学校同様に、本校でも生徒同士のトラブルの多くに、スマートフォン等によるインターネット、SNSが関係しています。中には、本校の生徒以外の生徒・大人とのトラブルが起きた事例もあります。このような場合、解決には困難が生じがちです。

まずは、ご家庭でルール作りをしながら、適切な使用をお子様と一緒に考えてみてください。

<家庭でのルール作り>

- ① 利用する「時間」のルール 例)・夜9時以降は使用しない ・1日1時間にする
- ② 利用する「場所」のルール 例) 公共の場ではマナーを守る。・暗い所で使用しない。
- ③ 利用する「場合(状況)」のルール 例) 食事中は利用しない。 ・家族・友達と直接話すことを大切にする。

(参考：岡山県教育委員会「我が家のスマホ・ネットルール」)

***1人1台端末で利用する学校のタブレットは、過失による破損が生じた場合、修理費は個人負担となります。ご心配な場合は、保険の加入等ご検討ください。**

★令和8年度 集金について

令和8年度より、集金徴収業務を市が一括して行う新しい方式へ移行します。これに伴い、毎月の引き落とし時期や金額の内訳については、現時点では確定しておりません。詳細については別途お知らせいたします。

■ 年間に必要となる主な費用 (参考：令和7年度実績)

本校では、以下の費用を年間で徴収しています。

給食費 : 月額 6,000 円

啓学会費 : 年 3,600 円 (PTA 会費 1,000 円+教育振興費 2,600 円)

生徒会費 : 年 1,800 円

教材費 : 月額 3,500 円

★保健室から

(1) 疾病の治療について

4月から6月にかけて「定期健康診断」を実施します。疾病・異常が見つかった場合は、早めに受診してください。

(2) 緊急時の連絡先について

入学時に、保護者の方に「緊急連絡・保健調査票」を記入していただきます。学校生活で健康管理上、知らせておきたいこと、配慮が必要なことなどがありましたらご記入ください。校内で、けが、病気などの場合に、保護者の方に確実に連絡が取れるようにしておいてください。連絡先が変更になった場合には、お知らせください。

(3) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

- 学校にいるとき、登下校時、部活動中のけがなどで、医療機関を受診した場合、医療費の一部が給付されます。
- 給付の対象となるのは医療費の総額が5000円以上（自己負担額が1500円以上）の場合です。
- 給付手続きは学校で行いますので、担任または顧問、養護教諭までお知らせください。

(4) 出席停止について

次のような感染症は、欠席ではなく、出席停止の扱いになります。

水痘（みずぼうそう）・風疹・麻疹（はしか）・インフルエンザ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・百日咳・新型コロナウイルス感染症 など

* 医師から診断されたら、学校へ連絡してください。

上記の感染症は、発熱または症状が出た日（発症日）が0日となり、その日より出席停止となります。

* 感染症が完治し、学校へ登校する際には、「罹^り患報告書」を持たせてください。
(この書類は、船穂中学校のホームページからダウンロードできます)



新入生物品販売のお知らせ

- 1 日時 令和8年3月19日(木)
14:00~14:30 船穂小学校6年い組・は組・柳井原小学校
14:30~15:00 船穂小学校6年ろ組・は組・船穂、柳井原以外の小学校

2 場所 船穂中学校体育館

3 当日の注意事項

- 車はグラウンドに駐車してください。
- 代金は、ヨコタスポーツ注文商品と小野商店注文商品は、まとめてのお渡しになります。注文書の合計金額をお釣りのないようにご準備ください。

○ 「通学カバン」「ヘルメット」については、商品ごとの販売になります。次ページの一覧表を参照の上、それぞれ代金をご準備・ご持参ください。

4 入学後の商品の取り扱いについて

- 新入生物品販売で購入できない商品について
 - **名札(アクリルネームプレート)**
入学式にて配付します。代金は、入学後に諸会費で引き落とされます。
 - **アルトリコーダー**
本日配付の「A4・QRコード付き注文プリント」から、保護者の方が各自で「銀行振り込み」、もしくは「PayPay」にてお支払いください。
入学式当日、「注文受取書(支払情報を記載した紙)」を担任へ提出してください。
約1週間後、提出された「注文受取書」が貼付されたりコーダーが学校に届きます。
 - **美術セット**
入学式で注文封筒を配付します。生徒が代金を支払い、商品を受け取ります。
販売日：4月14日(火) 8:00~8:25 教材室・研修室前
 - **夏制服**
ボトムスのみ、中間考査日に商品をお渡しします。
 - **水着・ウインドブレーカー**
1年次の年度途中に注文を取り、販売します。
(ウインドブレーカーは冬季の登下校および部活動で着用可能です)

入学後の購入方法に「中学校」と記載があるものは中学校を通して購入可能です。
担任を通じて教頭に連絡してください。
(商品を渡すまで多少時間がかかる場合があります)

船穂中学校学用品一覧

2026.3月現在

必需品	品名	サイズ規格	R7販売価格	購入方法(入学時)		購入方法(入学後)			
○	長トレシャツ	SS~3L	6,200	新入生物品販売	ヨコタスポーツ	小野商店	ヨコタスポーツ	中学校	
○	長トレパン	SS~3L	4,300	新入生物品販売	ヨコタスポーツ	小野商店	ヨコタスポーツ	中学校	
○	半袖シャツ	SS~3L	3,400	新入生物品販売	ヨコタスポーツ	小野商店	ヨコタスポーツ	中学校	
○	ハーフパンツ	SS~3L	3,000	新入生物品販売	ヨコタスポーツ	小野商店	ヨコタスポーツ	中学校	
○	ポロシャツ(半袖)	SS~3L	2,100	新入生物品販売	ヨコタスポーツ		ヨコタスポーツ	中学校	
○	ゼッケン	5枚組	600	新入生物品販売	ヨコタスポーツ	小野商店	ヨコタスポーツ	中学校	
○	男女体操帽子	フリー	1,700	新入生物品販売	ヨコタスポーツ	小野商店	ヨコタスポーツ	中学校	
○	ナップサック		3,500	新入生物品販売	ヨコタスポーツ	小野商店	ヨコタスポーツ	中学校	
○	上履き(学年カラー)		2,350	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
○	体育館シューズ		3,300	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
○	体育館シューズ袋(学年カラー)		330	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
	運動靴		3,600	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
	カップスーツタイプ		5,800	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
	カップコートタイプ		5,800	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
	自転車用カバンカバー(レインカバー 紺色)		1,500	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
○	通学カバン		14,700	新入生物品販売	小野商店	小野商店			
	通学カバンストラップ		1,300			小野商店			
○	ヘルメット		4,000	新入生物品販売	ガレージ池上	ガレージ池上			
	ヘルメット用シール		200	新入生物品販売	ガレージ池上	ガレージ池上			
○	アルトリコーダー		2,300	入学後注文	中川楽器	中川楽器		中学校	
○	美術セット		2,100	入学後注文	アムス	アムス		中学校	
○	名札(アクリルネームプレート)		630	4月学年会計	山陽教材			中学校	
	水着 男子用 ボックスタイプ	S~LL	3,250	5月注文・販売	ヨコタスポーツ	R8の価格は未定です。			
		3L	3,850	5月注文・販売	ヨコタスポーツ				
	水着 女子用 オールインワン	S~LL	4,650	5月注文・販売	ヨコタスポーツ				
		3L	5,250	5月注文・販売	ヨコタスポーツ				
	水着 女子用 セパレート	S~3L	4,950	5月注文・販売	ヨコタスポーツ				
	水泳帽子 共通(白)	フリー	600	5月注文・販売	ヨコタスポーツ				
	ウィンドブレーカー 上		(R7)7,300	10月注文・販売	ヨコタスポーツ				
	ウィンドブレーカー 下		(R7)4,700	10月注文・販売	ヨコタスポーツ				
○	学生服全般		別紙参照	新入生物品販売	矢部被服		矢部被服		
※制服関連の商品は、全て矢部被服で直接ご購入ください。									
	制服ボタン		120			矢部被服		中学校	
	チェンジ		15			矢部被服		中学校	
○	生徒証明書		710	4月学年会計				中学校	
	生徒証明書再発行(失くした場合)		100+610	申請時:100円	2月:610円			中学校	

□ 取り扱い業者連絡先 □

ヨコタスポーツ	TEL : 086-425-3636
小野商店	TEL : 086-552-3740
ガレージ池上	TEL : 086-552-4972
中川楽器	TEL : 086-423-0121
アムス	TEL : 086-424-0772
矢部被服	TEL : 086-434-2248



【男子制服】

(全て税込価格)

船穂中型 男子上衣
23,500 円

船穂中型上衣 サイズ
JS・JM・S・M・L・LL・EL・BS・BM・BL・BLL

船穂中型 冬用スラックス
15,000 円

船穂中型 スラックス(夏・冬) サイズ	
ウエスト	61・64・67・70・73・76・79・82・85 88・92・96・100・105・110・115・120

船穂中型 夏用スラックス
14,300 円

長袖カッターシャツ	
サイズ	販売価格
A 体	2,200 円
B 体	2,500 円

半袖カッターシャツ	
サイズ	販売価格
A 体	2,100 円
B 体	2,400 円

(ノアイロン)半袖カッターシャツ	
サイズ	販売価格
A 体	3,200 円
B 体	3,300 円

ベルト	
M(標準)	L(ロング)
1,500 円	

ネクタイ
3,300 円

制服上衣釦
120 円

制服裏釦
15 円

【女子制服】

船穂中型 女子上衣
22,300 円

船穂中型上衣 サイズ
JS・JM・S・M・L・LL・EL・BS・BM・BL・BLL

船穂中型 冬用スカート
16,700 円

船穂中型 スカート(夏・冬) サイズ	
ウエスト	57・60・63・66・69・72・75・80・85・90・95

船穂中型 夏用スカート
16,000 円

船穂中型 冬用スラックス
15,600 円

船穂中型 スラックス(夏・冬) サイズ	
ウエスト	58・61・64・67・70・73・76・79 82・85・88・92・96・100・105

船穂中型 夏用スラックス
15,200 円

長袖カッターシャツ	
サイズ	販売価格
A 体	2,200 円
B 体	2,500 円

半袖カッターシャツ	
サイズ	販売価格
A 体	2,100 円
B 体	2,400 円

(ノアイロン)半袖カッターシャツ	
サイズ	販売価格
A 体	3,200 円
B 体	3,300 円

ベルト	
M(標準)	L(ロング)
1,500 円	

リボン
2,400 円

ネクタイ
3,300 円

制服上衣釦
120 円

制服裏釦
15 円

生徒証明書再交付願

西暦 年 月 日

倉敷市立船穂中学校長 様

フリガナ
氏 名

保護者 署名

年 組 番

下記の理由により、生徒証明書の再交付をお願いします。

仮生徒証明書費用100円を添えて申し込みます。

記

再交付の理由： 紛失 ・ 破損 ・ その他()

*₁ 仮生徒証明書発行後に、紛失した生徒証明書を発見した場合は、必ず中学校に申し出る。

*₂ 破損の場合は、破損した生徒証明書を中学校へ返却する。

*₃ 仮生徒証明書は今年度限りの使用とし、次年度には正式な生徒証明書を再発行する。

そのため、今年度の2月1日に再発行費用として610円を集金する。ただし次年度に卒業予定の生徒については、これに限らない。

【中学校記入欄】

(再交付用)生徒証明書 発行:西暦 年 月 日

(再交付用)生徒証明書 本人受領:西暦 年 月 日

(新)生徒証明書 発行:西暦 年 月 日

(新)生徒証明書 有効期限:西暦 年 月 日

発 第

号

校 長	教 頭(最後)	生徒指導主事	担 任

*回覧後は教頭が書類を保管すること

小野秀明 作詞
大森昌恵 作曲

1 さあ 行こう よ げんきに ゆ
2 さあ 行こう よ げんきに の

めに みんなで ちょうせんしよう
せみを たか く めがして いく

ともに てをとり たいがの ように ゆうだい に
ともに てをとり あしたに むかって どこまでも

さそいあおうよ われらの ふな 中 せいとかい
たかめあおうよ われらの ふな 中 せいとかい

一 さあ行こうよ 元気に

夢にみんなで 挑戦しよう

ともに手をとり 大河のように

雄大に 競い合おうよ

我らの船中 生徒会

二 さあ行こうよ 元気に

望みを高く 目指していこう

ともに手をとり 明日に向かって

どこまでも 高めあおうよ

我らの船中 生徒会

生徒会 会則（昭和56年12月1日）

第1条 この会は船穂中学校生徒を会員として組織し、船穂中学校生徒会と称する。

第2条 この会には指導顧問として、本校の教師が加わる。

第3条 この会は学校の教育目標に従い生徒の使命を自覚し、健全な自主的活動の向上を図るとともに学校の諸活動に協力し、よりよい船穂中学校をつくりあげることがを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 生徒の趣味、個性をのばすとともに、資質を向上させることがら。
- (2) 一般生活において風紀を正し、公德心を高めることがら。
- (3) 生徒の健康と安全を進めることがら。
- (4) 生徒共同の利益や親睦をはかるためのことがら。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要なことがら。

第5条 この会には次の機関を置く。

- (1) 生徒総会 (2) 執行委員会 (3) 中央委員会 (4) 学級委員会 (5) 各種専門委員会
- (6) その他、臨時に構成される委員会

第6条 この会に次の役員を置き、執行委員会を構成する。

この会全般に関する役員は、会長1名 副会長2名 会計2名 書記2名

第7条 前条の会長・会長以外の役員は別に定める役員選挙規則に従い、全会員によって選挙するものとし、その任期は1年とする。ただし、役員に事故などのあるとき、また欠員を生じたときは補充選挙を行い、後任者の任期は残任期間とする。なお、中央委員会が補充の必要がないと認定したときは欠員のままとする。

第8条 会長は生徒会を代表し、会の中心者として執行にあたる。副会長は会長を助け会長に事故があるときはこの会の仕事を代行する。会計は本会の金銭に関する仕事をする。書記は、本会の議会時の記録に関する仕事をする。

第9条 生徒総会はこの会の最高機関で、全会員によって構成する。

- (1) 生徒総会は原則として毎年1回開催する。ただし次の場合は臨時に開くことができる。
 - ① 中央委員会が議決したとき
 - ② 会長が必要と認めたとき
 - ③ 会員の4分の1以上の要求があったとき
- (2) 会長はその会合の少なくとも3日前に告示する。

第 10 条 中央委員会は生徒総会の代行機関とし、各学級の学級委員と執行委員及び各専門委員長で構成する。

- (1) 本会の議長、副議長は本会の構成員の中から選出する。
- (2) 本会は原則として毎月1回開催し、生徒会長がこれを招集する。ただし、生徒会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
- (3) 本会は生徒会の目的を達成するための議案全体について協議決定する。

第 11 条 各種専門委員会は各学級より選出された男・女各1名により構成され、任期は一期とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 各会は構成員の中より委員長及び副委員長を互選する。各専門委員長は各委員会を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会の総括を代行する。
- (2) 各会は原則として毎月1回開く。ただし委員長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第 12 条

- (1) 各会合はそれぞれの会の構成員の3分の2以上の出席がなければその会を開き、議決することはできない。
- (2) 各会の議案は規約改正の場合を除いて出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 13 条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わりとする。この会の会計事務は本会の会計がこれを執行する。止むを得ないときは本会顧問がこれを代行する。

第 14 条 この会則は中央委員会の審議を経て、生徒総会及び学校長の承認を得なければ変更することはできない。

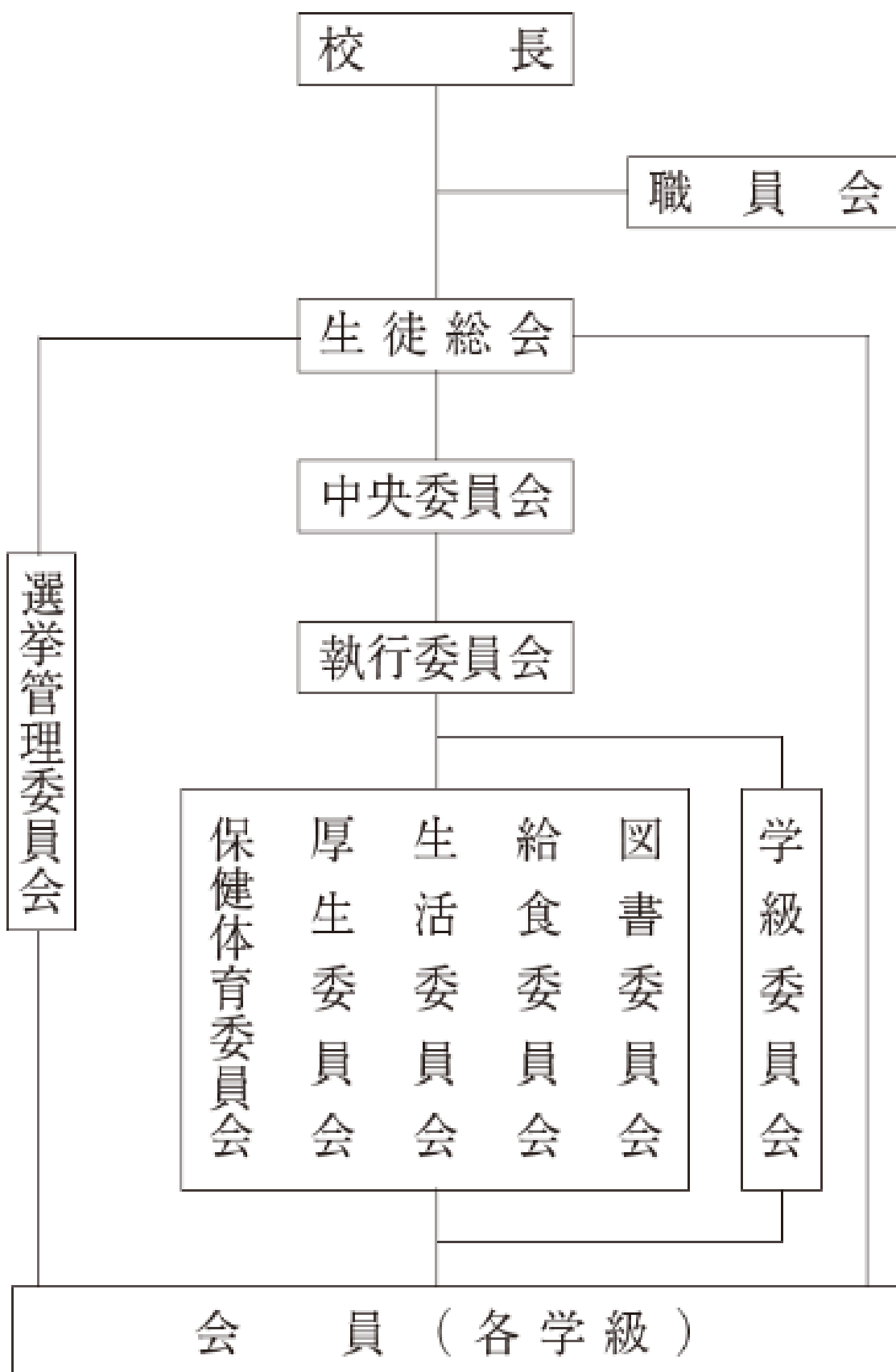
付 則

第1条 各会合は原則として顧問教師の出席を必要とする。

第2条 生徒会の決議事項は学校長の承認を得て効力を発する。

第3条 この会則は平成 30 年6月2日より施行する

本会組織図



生徒会役員選挙規則

第1章 総則

第1条 この規則は、船穂中学校生徒会会則第6条1の役員選挙に適用する。

第2条 この規則は、船穂中学校生徒会の役員選挙を公正に行うことを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 前条の目的を達成するため、各学級から選出された1名の選挙管理委員をもって船穂中学校生徒会役員選挙管理委員会を構成し、委員の任期はその学年在籍期間中とする。

第4条 選挙管理委員は公正な選挙が行われるよう努力するものとし、そのため、選挙運動に参加してはならない。

第5条 選挙管理委員会は、互選により選挙管理委員長を選出し、選挙管理委員長は選挙管理委員会を代表する。

第3章 役員選任

第6条 選挙は投票によるものとし、投票は無記名で行う。

第7条 役員候補者中得票数の多い者から当選とし、会長とその他役員を生徒会顧問の立ち合いのもとで決定する。

第8条 当選は選挙管理委員長よりその者を当選者に通告することによりその効力を発生する。

第9条 選挙の結果、副会長あるいは他の役員該当者のない場合は、会長が適当と認めるものを生徒総会に推せんし、その承認を得て会長がこれを委嘱することができる。

第4章 選挙権及び被選挙権

第10条 船穂中学校生徒会員はすべて選挙権及び被選挙権を有する。ただし、被選挙権について中学生としての品位がいちじるしくない者についてはこれがないものとする。

第11条 選挙権の行使である投票は本人に限り代理投票を認めない。

第12条 役員立候補者は5名以上の推せん者の連署推せん書をそえて選挙管理委員会に立候補の届け出書を提出しなければならない。

第5章 告示

第13条 選挙管理委員会は、校内掲示板及び校内放送により次のことを全会員に告示しなければならない。

- (1) 役員選挙を行うこと。
- (2) 立候補の受付開始及び締切日
- (3) 投票日

第6章 投票及び開票

第14条 投票の管理、立ち会い、開票は選挙管理委員会が行う。また、電磁的記録式投票機（電子投票）を用いることも可能とする。

第7章 選挙運動

第15条 選挙運動は学習をさまたげない範囲で校内にて行う。ただし、暴力、買収などによって投票を強制してはならない。

第16条 選挙用ポスターは、1候補者につき3枚とし、大きさは西洋紙（試験半紙程度）1枚大の限度で、推せん者中1名を責任者として必ずその氏名を片隅に記入するとともに選挙管理委員会の承認印を受けるものとする。

第17条 ポスターは決められた掲示板にはり、残りのポスターは顧問に許可を得て、はるものとする。

第18条 選挙終了の翌日中に責任者はポスターを取り除かねばならない。

第19条 選挙管理委員会は有権者のために、各候補者の条件の公平を期してその意見発表のための立会演説会を開催することができる。その期日は立候補届け出締切日から投票日までの間とする。

第8章 選挙違反

第20条 この規則に違反した場合は、選挙管理委員会及び学校長の承認により、当選を無効とすることができる。

付 則

この規則は平成11年4月30日より施行する。

※一部改定 令和5年4月1日

いじめゼロ宣言

私たち一人ひとは、それぞれすばらしいよさをもっています。これをお互いに学び合ったり、認め合ったりすることが大切です。そして、仲間と共に学んだり、協力したりしながら活動する中で、仲間のすばらしさや喜びを知ることができるなら、楽しく充実した学校生活を送れるのではないのでしょうか。

しかし、学校内にいじめがあると、私たち一人ひとりに当然認められている権利が侵害され、健全な学校生活が送れなくなります。

そこで私たちは、一人ひとりの人権が尊重され、いじめがなくみんなが明るく楽しい学校生活を送れるようにするために、次のことを宣言します。

- ① 人の心やからだを傷つけるいじめは、どんなことがあってもしません。
- ② いじめがもしあったら、みんなの問題として解決します。
- ③ 人のよいところをすすんで見つけ、認めます。
- ④ 相手の気持ちを考え、思いやりのある言動をします。
- ⑤ いじめに気づいたら、すぐに注意し、二度と起こらないようにします。
- ⑥ いじめられたら、勇気を出して相談します。
- ⑦ 相談されたら、親身になって考えます。
- ⑧ 注意されたら、素直に聞いてすぐ直すように努力します。
- ⑨ 個人の違いを認め、決して、偏見をもちません。

平成8年11月28日

船穂中学校 生徒会

いきいきパスポート

私たちの郷土「倉敷」には、楽しく学習できるすばらしい施設がたくさんあります。

生徒手帳・生徒証明書カード等を提示すると掲載施設をいつでも無料で利用できます。

次の約束を守って、有効に利用してください。

約束ごと

☆利用の仕方

入口で生徒手帳・生徒証明書カード等を見せ、名簿に氏名・学校等を記入して入館してください。

☆注意

- 1 他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 2 施設や展示物を大切にしましょう。
- 3 行き帰りの交通事故に気をつけましょう。

※掲載している開館時間・休館日・料金等は、令和7年11月末現在のものです。料金は、いきいきパスポートを利用しない場合の通常料金を記載しています。

倉敷地区

◎自然史博物館(中央 2-6-1) ☎425-6037

開館時間 9:00～17:15 (入館は 16:45 まで)

休館日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は、その翌日)、
12月28日～1月4日

料金 大学生 50 円、一般 150 円、高校生以下無料

◎倉敷市立美術館(中央 2-6-1) ☎425-6034

開館時間 9:00～17:15 (入館は 16:45 まで)

休館日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は、その翌日)、
12月28日～1月4日

料金 小・中学生 50 円、高校生・大学生 100 円
一般 210 円 (特別展は別途設定)

◎大原美術館(中央 1-1-15) ☎422-0005

開館時間 9:00～17:00 (入館は 16:30 まで)

休館日 月曜日(祝日開館)、詳細はホームページなど
ご確認ください。

料金 小・中学生 500 円、大人 2,000 円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人1,900円。

◎倉敷考古館(中央 1-3-13) ☎422-1542

開館時間 10:00～15:00

休館日 月・火・水・木曜日(祝日開館)、年末年始、詳細は
ホームページなどご確認ください。

料金 小・中学生 300 円、大人 500 円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人400円。

◎倉敷民藝館(中央 1-4-11) ☎422-1637

開館時間 10:00～17:00(入館は 16:30 まで)

休館日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は、その翌日)、
12月29日～1月1日

料金 小・中学生 300 円、大人 1,200 円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人500円。

◎原澄治・本田實記念館【(公財)倉敷天文台内】

(中央 2-19-10) ☎422-4589

開館時間 火・水・木曜日(但し、年末年始・夏季休暇・
祝祭日を除く) ※見学希望者は、事前にくらし
き天文台ホームページより要申込。

料金 無料

◎**大山名人記念館(中央 1-18-1) ☎434-0003**

開館時間 9:00～17:15

休館日 水曜日(祝日の場合はその翌日)、12月29日～1月3日

料 金 無料

◎**磯崎眠亀記念館(茶屋町 195) ☎428-8515**

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日)、12月28日～1月4日、その他

料 金 無料

◎**倉敷市歴史民俗資料館(西中新田 669) ☎422-7239**

開館時間 10:00～16:00

休館日 月曜日(祝日の時は開館し、翌日が休館)、12月28日～1月4日、その他

料 金 無料

◎**国指定重要文化財大橋家住宅(阿知 3-21-31) ☎422-0007**

開館時間 9:00～17:00

休館日 なし(3月～11月)、金曜日(12月～2月、祝日の場合は開館)、年末年始

料 金 小・中学生 350円、大人 550円

◎**桃太郎のからくり博物館(本町 5-11) ☎423-2008**

開館時間 10:00～17:00(入館は16:45まで)

休館日 無休

料 金 幼児(5才以上) 100円、小・中学生・高校生 400円、大人 600円

※中学生以下は要大人同伴。

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添いの大人 400円。

◎**川崎医科大学 現代医学教育博物館(松島 577) ☎462-1111**

開館時間 9:00～16:30(月～金曜日)

9:00～12:00(土曜日)

※見学希望者は、必ずホームページをご確認ください。

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日、学園創立記念日(6月1日)

料 金 無料

◎**語らい座 大原本邸(国指定重要文化財旧大原家住宅)(中央 1-2-1) ☎434-6277**

開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)

休館日 月曜日(祝日・振替休日開館)、年末年始、貸切等による臨時休館あり

料 金 高校生以下 400円、一般 500円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人 400円。

◎**国指定重要文化財 井上家住宅(本町 1-36) ☎422-0714**

開館時間 10:00～17:00(入館は16:30まで)

休館日 月曜日(祝日・振替休日の場合はその翌日)、年末年始

料 金 未就学児無料、小・中学生 300円、大人 500円

水島地区

◎**倉敷科学センター(福田町古新田 940) ☎454-0300**

開館時間 9:00～17:15(入館は16:45まで)

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

料 金 小・中学生 展示室 100円、プラネタリウム・全天周映画 250円

高 校 生 展示室 100円、プラネタリウム・全天周映画 350円

大 人 展示室 410円、プラネタリウム・全天周映画 500円

◎**埋蔵文化財センター(福田町古新田 940) ☎454-0600**

開館時間 9:00～17:15

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

料 金 無料

◎薄田泣菫生家（連島町連島 1284） ☎446-4830

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日、年末年始

料金 無料

◎環境学習センター（水島東千鳥町 1-50） ☎440-5607

開館時間 9:00～17:00

休館日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

料金 無料

児島地区

◎野崎家塩業歴史館（児島味野 1-11-19） ☎472-2001

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月25日～1月1日

料金 小・中学生 300円、大人 500円
（土・日曜日、祝日は高校生以下無料）

◎鷺羽山ビジターセンター（下津井田之浦 1-2） ☎479-8660

開館時間 9:00～17:00（4月～9月）
9:00～16:30（10月～3月）

休館日 12月29日～1月3日

料金 無料

◎クルクルセンター（児島小川町 3697-4） ☎470-6681

開館時間 9:00～17:15

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日

料金 無料

◎むかし下津井回船問屋（下津井 1-7-23） ☎479-7890

開館時間 9:00～17:00（入館は16:30まで）

休館日 火曜日（祝日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日

料金 無料

玉島地区

◎池田遙邨・坂田一男 顕彰記念室（玉島阿賀崎 1-10-1）

☎526-1400

開館時間 9:00～22:00

休館日 5・8・11・2月の第4月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日

料金 無料

◎玉島歴史民俗海洋資料室（玉島阿賀崎 1-10-1） ☎526-1400

開館時間 9:00～22:00

休館日 5・8・11・2月の第4月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日

料金 無料

◎旧柚木家住宅（西爽亭）（玉島 3-8-25） ☎522-0151

開館時間 9:00～17:00

休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月28日～
1月4日、その他

料金 無料

真備地区

◎まきび記念館（真備町箭田 3652-1） ☎698-7612

開館時間 10:00～16:00

休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、
12月28日～1月4日、その他

料金 無料

◎横溝正史疎開宅（真備町岡田 1546） ☎698-8558

開館時間 10:00～16:00

休館日 月・木・金曜日、年末年始、その他

料金 無料

◎真備ふるさと歴史館（真備町岡田 610） ☎698-8433

開館時間 10:00～16:00

休館日 月・木・金曜日、年末年始、その他
料 金 無料

倉敷市青少年育成センター

～悩みがあるときは、相談してください～

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

電話相談（ヤングテレフォン） 月～金曜日 9:00～17:00

☎086-426-3741

メール相談（ヤングココロ）24 時間受付

（3 日程度で必ず返信します。）

mail : young-kokoro@kurashiki-oky. ed. jp

来所相談（要予約） 9 : 00～17 : 00